要求

- 1. 環境保全・資源循環型廃棄物行政の構築に向けては、行財政の「効率化」「コスト論」のみを優先した変更ではなく、災害から市民を守ることを最優先に環境局として公共関与が必要な事業においては直営を基本とすること。また、廃棄物処理処分事業について、大阪広域環境施設組合に対し、環境局として責任を持って対応を図ること。
- 2. 「家庭系ごみ収集輸送事業改革プラン 2. 0」の達成に向けた取り組み内容につい ての検証と引き続く効率化に向けた課題な ど情報提供を行うこと。また、災害対策の 推進や廃棄物対策の充実など、市民・高 齢者の視点に立った「質の高い公共サービ ス」を提供できるよう取り組み、組合員の勤 務労働条件の変更については、労使合意 を基本に十分な交渉・協議を行うこと。

回答

1.2. 本市では令和2年度から4年間を取組 期間とする「市政改革プラン3.0」を策定し、 「官民連携の推進」、「効果的・効率的な行財 政運営」、「働き方改革」など6つの改革の柱 のもとに改革を推進しているところであり、令和 4年3月に「市政改革プラン3.0」の中間見直 し版として策定した「市政改革プラン3.1」に おいても、引き続き、柱の1つとして、「効果的・ 効率的な行財政運営」を掲げ、質の高い業務 執行や施設・事業の適切なマネジメントととも に、人員マネジメントの推進、未利用地の有効 活用等による効率的な行財政運営に取り組 むなど、市民が本市に暮らすことの満足度を 向上させるため、生産性向上の視点を踏ま え、「市民サービスの向上」、「コスト削減」、「ス ピードアップ」をめざして市政改革に取り組んで いるところである。

当局においても、平成29年6月に策定した「家庭系ごみ収集輸送事業改革プラン」において、令和2年3月までの3年間、「経費の削減」と「市民サービスの向上」の二本柱を打ち立て、改革を進め、令和2年3月には更なる「経費の削減」と災害時の対応を含めた「市民サービスの向上」に向けて継続的に取り組むため、「家庭系ごみ収集輸送事業改革プラン2.0」を策定し、継続して改革を進めているところである。

また、災害対策については、発災直後から、環境事業センターが地域のコントロールタワーとなって、円滑な収集体制を確保することは必要不可欠であると考えており、平成29年3月に第1版を策定した『大阪市災害廃棄物処理基本計画「業務実施マニュアル」』に基づき、『環境事業センターにおける災害発生時の業務実施マニュアル』を定めるとともに、令和元年7月には『台風等暴風時のごみ収集におけ

2

ができるもの」に該当しないことから、当局での 交渉事項とはならないが、職員の平均年齢の 上昇や再任用職員比率の増加は非常に大き

この間、高齢者雇用にあたっては「雇用と年金の接続」を図るため、大阪市再任用制度要綱に基づき、退職前の勤務成績が良好であ

な課題であると認識している。

- 4. 組合員が「働きがい・やりがい」を持てるよう技能労務職給料表1級から2級への昇格条件の改善及び、転任制度の昇格・昇任の課題改善について関係先に働きかけること。また、より一層の市民サービスの充実に向けた主任の配置を行い、業務内容の変化に伴う仕事の質の多様化に対応できる業務執行体制の確立を図るとともに、2級班員についても適正な配置を行うこと。
- り、任用する職の職務遂行に必要な知識・経験を有し、公務内の職務を遂行できると認められる者の中から、選考によりフルタイムによる再任用を実施しており、今後とも、技能職員の業務実態等を踏まえ、現在の再任用制度と条例等の改正内容に基づく定年延長制度への対応を行ってまいりたい。
- 4. 2級昇格については、市政改革プラン2. 0 の方針に基づき職員数の削減に取り組む一方で、市民ニーズが複雑・多様化していることに伴い、業務主任の負担が増えているという現状を踏まえ、2級班員として、業務主任を補佐する役割等を担い、現業管理体制を強化し、さらなる市民サービスの向上を図ることを目的に、令和2年度より段階的に増設してきたが、引き続き計画的に設置できるよう、関係先に働きかけてまいりたい。

なお、昇格制度及び転任制度については、「大阪市労使関係に関する条例施行規則」第4条に掲げる「各所属が適法に管理し、又は決定することができるもの」に該当しないことから、当局での交渉事項とはなりえないが、転任者の昇任を含めた処遇面に課題があることは当局としても認識していることから、その改善について関係先に働きかけてまいるとともに、引き続き、適正な配置を行ってまいりたい。

- 5. 近年多発する自然災害に対応した実効ある災害行動計画を策定するとともに、環境事業センターにおいて、引き続き災害対策に向けた地域拠点としての即応力や柔軟な体制の確立とともに機能・権限の拡充を図ること。具体には、災害時における要員確保や機材の整備、搬入場所の確保などについて、現時点での局の考え方を示すこと。
- 5. 災害対策としては、発災直後から、環境事業センターがコントロールタワーとなって、一時的に増量すると見込まれる粗大ごみ等を含めた生活ごみ・避難所ごみに対応できる収集体制を確保することは必要不可欠であると考えている。災害発生時での対応は、時間外勤務や休日勤務が想定されるが、職員の過重労働による健康障害を防止するため、勤務時間の割り振り変更や時間外勤務時間数の適切な管理等の対応が求められる。いずれの諸課題についても、引き続き継続的に検討していく

必要があると考えており、今後、より一層、地域・区役所と連携した取組を進めてまいりたい。

なお、今後の事業見直し等にあたっては、 災害時に備えた人員確保や主力機材である 小型プレスダンプ車の増配置を検討してまいり たい。

また、台風等による災害ごみの搬入先(仮置場)確保のため、各所属が所管している未利用地の活用を検討するなど、引き続き、災害時に備え搬入先(仮置場)確保に向けて整理してまいりたい。

7. すべての公務災害を一掃するため、労働安全衛生管理体制の充実・強化を図るとともに、近年の気温上昇等による熱中症対策をはじめ現場実態に応じた労働災害防止対策を講じること。また、市民の安心・安全はもとより、そこに働く者の労働環境・ワークライフバランスを十分に確保すること。

7. 熱中症対策を含め、公務災害の未然防止 や再発防止の観点から、災害状況の把握や 原因究明は非常に重要であり、これまでから 環境局安全衛生委員会において意見交換を 実施するとともに、安全衛生について、職員に 対し積極的な周知に努めているところである。

また、令和元年度から、労働基準法の改正により5日間の年次休暇の取得義務、時間外勤務の上限設定など労働環境は変化している。当局として、休暇取得の推進を含め、職員の労働環境、ワーク・ライフ・バランスの推進については、労働基準法の趣旨を踏まえ、当局として主体的に対応してまいりたいと考えている。

令和4年9月末日時点

年次休暇取得日数:4.74日

昨年同時期:3.95日

夏季休暇取得日数:4.91日

8. 新型コロナウイルス感染防止について、 組合員の安全を確保するとともに安心して 業務に従事できるよう職場環境の改善整 備を図るなど最大限の対策を講じること。 8. 新型コロナウイルス感染症に対する感染防止対策については、これまで時差勤務による通勤緩和や在宅研修対応など、出勤者数の抑制等の対策を講じているが、今後も新型コロナウイルス感染症の拡大状況を注視し、状況に応じた対策を適宜講じてまいりたい。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大時

要求	回 答
	における環境事業センター間応援の際は、感染拡大を防止するため、応援元職員と応援先職員が接触しないよう別の休憩スペースを確保するなど対策を講じているが、今後も引き続き感染拡大時には必要な対策を講じてまいりたい。
9. 労働安全衛生面に十分配慮し、作業実態に合った作業被服等の貸与を進めてきたが、効果についての十分な検証とさらなる改善等に向け、引き続き協議を行うこと。また、局として災害発災時やウイルス感染防止に対応し得る被服及び安全防具等の備蓄を行うこと。	9. 貴支部からの被服の改善要求に対し、この間、当局貸与の夏用作業服上衣に代わり、吸汗速乾生地の長袖ポロシャツを各職員に貸与してきたところである。今年度についても、関係部署での検討を重ねた結果、長袖ポロシャツを対象職員全員に貸与しており、スニーカータイプの作業靴についても、貴支部からの要求を踏まえ、改善を図ったところである。また、近年の酷暑から職員を守るため、熱中症対策は急務であり、いわゆる空調服の導

入検討にあたって、環境事業センターにおい て有効性を検証するため作業時の着用を試

また、災害発生時やウイルス感染防止に対応し得る被服やマスク等の備蓄については、引き続き関係部署と連携を図りながら、検討してまいりたい。